

※月2回発行

2018年9月3日 | No.285

- I 全人代レベル
- II 国務院レベル
- III 中央行政部門レベル
- IV 司法解釈
- V 地方レベル
- VI その他

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<http://www.mhmjapan.com/>

射手矢 好雄
☎ 03-5223-7713

石本 茂彦
☎ 03-5223-7736

江口 拓哉
☎ 06-6377-9402

小野寺 良文
☎ 03-5223-7769

I 全人代レベル

II 国務院レベル

III 中央行政部門レベル

一 「加工貿易の監督管理に関する事項についての公告」

(原文「关于加工贸易监管有关事宜的公告」)

税関総署公告 2018 年第 104 号、税関総署 2018 年 8 月 13 日公布、同日施行

加工貿易とは、原材料等を輸入して加工又は包装を行った後、製品を輸出する経済活動を指す¹。

加工貿易に関する細則規定として、関税総局により、「税関加工貿易貨物監督管理規則」が規定され、加工貿易貨物の登録・設立、輸出入の報告、加工、監督につき規定している。更にその施行細則として、関税総局により関税総局公告 2014 年 21 号『「税関加工貿易貨物監督管理規則」の執行に関する問題の公告』が公布されていた。

2018 年 5 月 29 日、「税関加工貿易貨物監督管理規則」が修正された。これに伴い、関税総局公告 2014 年 21 号の内容を調整したのが、「加工貿易の監督管理に関する事項についての公告」である。本公告により、関税総局公告 2014 年 21 号は失効する。

主な調整内容は、以下の通りである。

関税総局公告 2014 年 21 号	本公告
加工貿易の貨物を第三者への担保として供する場合の、主管税関への提出書類として、①正式な書面での申請、②銀行担保貸款意向書に加え、③税関が必要と認めるその他の書類が挙げられていた(3条2項)。	提出書類から、③税関が必要と認めるその他の書類が削除された(2条2項)。
加工貿易の貨物を中国国内で販売する場合に税関に提出すべき書面として、主管部門が署名・発布した「加工貿易保税輸入材料国内販売許可証」が要求されていた(9条)。	「加工貿易保税輸入材料国内販売許可証」が、提出書類から削除された(8条)。

¹ 「税関加工貿易貨物監督管理規則」3条

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

余剰の材料を転売する場合に、税関に提出すべき書類として、①転売する余剰材料に関する資料、②転売しようとする余剰材料のリスト、③税関が必要とするその他の書類又は資料が挙げられていた(11条)。	提出書類から、税関が必要とするその他の書類又は資料が削除された(10条)。
---	---------------------------------------

(全 13 条)

二 「上場会社株式インセンティブ管理規則(改正)」

(原文「关于修改《上市公司股权激励管理办法》的决定」)

中国証券監督管理委員会令第 148 号、中国証券監督管理委員会 2018 年 8 月 15 日公布、2018 年 9 月 15 日施行

現在、A 株²上場会社が株式インセンティブを実施する場合、「上場会社株式インセンティブ管理規則」が適用される。中国企業が「引進來³」戦略と「走出去⁴」戦略を展開するペースが加速し、国際業務が発展するにつれ、外国籍の人材に株式のインセンティブを付与し、中国の証券市場の取引に参加することを認めることが、企業が海外の優秀な人材を集める重要な手段となっている。こうした背景のもと、2018 年 8 月 15 日に、中国証券監督委員会が「上場会社株式インセンティブ管理規則(改正)」(以下「本改正」という)を公布した。本改正は、2016 年に上場会社株式インセンティブ管理規則を公布した後、初の改正である。本改正の主な内容は、以下のとおりである。

1. インセンティブ対象者の範囲の拡大

本改正は、インセンティブ対象者の範囲を、国内で就労する外国籍従業員から、すべての外国籍従業員に拡大した。本改正の前は、国内で就労する外国籍従業員だけを、インセンティブの対象とすることができたが、本改正によって、就労地が国内か国外かに関係なく、就労する外国籍従業員が上場会社の董事、高級管理職、中心的技術担当者又は中心的業務担当者の職に就く場合は、インセンティブ対象者とすることができる(8 条)。国外で就労する外国籍従業員を株式インセンティブの対象範囲に含めることで、上場会社の海外事業の展開に役立つものと考えられる。

2. 外国籍従業員の開設する証券口座の用途制限の緩和

インセンティブ対象者が就労する外国籍従業員である場合、証券登録決済機構に証券口座を開設を申請することができるが、本改正前は、当該証券口座を使用して株式インセンティブにより取得した権益の保有又は売却以外の取引行為を行ってはならないとされていた。本改正により、当該内容が削除され、外国籍従業員は、株式インセンティブにより取得した権益の保有又は売却に限られず、当該証券口座を使用してその他の証券取引行為を行うことができるようになる(45 条 2 項)。本改正は、A 株市場の投資者の範囲を拡大し、国内資本市場での投資者の多様化を促進すると予想される。

(全 75 条)

IV 司法解釈

一 「上海金融法院の事件管轄に関する規定」

(原文「关于上海金融法院案件管辖的规定」)

法釈[2018]14 号、最高人民法院 2018 年 8 月 7 日公布、2018 年 8 月 10 日施行

² A 株の正式な名称は、人民幣普通株券であり、中国国内(上海・深圳の株式市場)で上場され、国内の機構・組織又は個人向けの人民幣で取引される普通株券を指す。これに対して、B 株とは、上海証券取引所や深セン証券取引所に上場されている外資建ての株式のことを指す。B 株は外貨で取引されるが、株式市場では人民幣建てで表記されている。

³ 外資による対内投資を指す。

⁴ 内資による対外投資を指す。

2018年4月、全国人民代表大会常務委員会は上海市に上海金融法院を設置することを決定した⁵。この決定では、上海金融法院が管轄する事件の具体的な範囲は、最高人民法院が規定するとされていた。最高人民法院は、これに基づき、「上海金融法院の事件管轄に関する規定」(以下「本規定」という)を公布し、上海金融法院が管轄する事件の範囲を明確にした。本規定の主な内容は以下のとおりである。

1. 一審の金融民事事件の管轄範囲

上海金融法院は、中級人民法院に代わって次の一審金融民事事件を管轄する。①証券、先物取引、信託、保険、手形、信用状、金融借入契約、銀行カード、ファイナンスリース契約、財産管理委託契約、質入等の紛争、②独立保証状、ファクタリング、PEファンド、非銀行支払機構インターネット支払、インターネットローン、インターネットクラウドファンディング等新型金融民事紛争、③金融機構を債務者とする倒産紛争、④金融民事紛争の仲裁司法審査の事件、⑤外国裁判所による金融民事紛争に対する判決、裁定の承認及び執行の申請(1条)。

また、上海金融法院は、上海に住所を有する金融市場インフラストラクチャー施設⁶を被告又は第三者とする職責履行に関する一審民事事件を管轄する(3条)。

2. 一審の金融行政事件の管轄範囲

上海金融法院は、中級人民法院に代わって金融監督管理機構を被告とする一審の金融行政事件を管轄する(2条)。

また、上海金融法院は、上海に住所を有する金融市場インフラストラクチャー施設を被告又は第三者とする職責履行に関する一審の金融行政事件を管轄する(3条)。

3. 上訴審の事件

上海金融法院は、上海市基層人民法院が下す一審金融民事事件及び金融に関わる行政事件の判決、裁定についての上訴事件を管轄する(4条)。

4. その他

上海金融法院による一審判決、裁定に対して当事者が上訴する場合、上海市高級人民法院がこれを審理する(5条)。

上海金融法院が設立される前、すでに受理し、かつ、審理が完了していない事件について、受理した中級人民法院が引き続き審理する(6条)。

(全6条)

V 地方レベル

VI その他

⁵ 本ニュースレターNo.278(2018年5月25日発行)をご参照ください。

⁶ 中国人民銀行による『金融市場インフラストラクチャー施設原則』の実施に関する通知によれば、金融市場インフラストラクチャー施設とは、参加機構(システム運行機構を含む)の間で、清算、決済又は支払記録、証券、デリバティブ又はその他の金融取引に用いられるマルチラテラルシステムであり、重要な支払システム、中央証券保管、証券決済システム、セントラル・カウンターパーティー及び取引データベース等5つの種類の金融公共施設を含むものとされている。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

森・濱田松本法律事務所 中国プラクティスグループ

射手矢好雄、石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、本間隆浩、孫彦、原潔、湯浅紀佳、山口健次郎、鈴木幹太、森規光、宇賀神崇、青山慎一、井上諒一、柿元將希、加藤瑛子、塚原明日香、富永裕貴、保坂泰貴、水本真矢、福島翔平、趙唯佳、李珉、姚珊、吉佳宜、解高潔、李維佳、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、楊天翼、孟立恵

提携事務所 北京中諮律師事務所

張繼文

www.mhmjapan.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5223-7713
FAX : 03-5223-7613
tokyo-sec@mhmjapan.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈3階 100004
TEL : 86-10-6590-9292
FAX : 86-10-6590-9290
beijing@mhmjapan.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路1000号
恒生銀行大廈6階 200120
TEL : 86-21-6841-2500
FAX : 86-21-6841-2811
shanghai@mhmjapan.com